

3 労働安全衛生 「第13次労働災害防止計画」を答申 ——労政審

厚生労働相の諮問機関である労働政策審議会（会長＝樋口美雄・慶應義塾大学商学部教授）は2月20日、「第13次労働災害防止計画」(案)について「妥当と認める」と答申した。同審議会の安全衛生分科会（分科会長＝土橋律・東京大学大学院工学系研究科教授）で昨年7月より、審議を重ねてきた結果に基づくもの。同省では、答申を踏まえて2018～2022年度の中期5カ年計画を策定し、目標の達成に向けた取り組みを進めることにしている。

1958年来、継続して策定

労働災害防止計画は、労働災害の防止に向けて国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたもの。戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえて1958年に初めて策定され、以降、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら12次にわたる策定がなされてきた。

このほど策定される「第13次労働災害防止計画」(案)の冒頭では、「この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した」などと指摘。しかしながら、「近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（「死亡者数」）こそ減少しているものの、いまだその水準は低いといえず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、労働災害による休業4日以上死傷者の

数（「死傷者数」）に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている」などと課題提起している。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされるなか、「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえて、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等への取組が求められているほか、治療と仕事の両立への取組推進も課題になっている。さらに、「胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止」や「今後、増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等、工事への対策強化」も必要とされているほか、「大規模な自然災害による被害からの復旧・復興工事」や「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業における安全衛生の確保」は元より、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、我が国全体の安全や健康への意識の底上げにつなげていくことも考えられる」などとした。

死亡災害の15%以上減少を目標に

こうした状況を踏まえて案出された「第13次労働災害防止計画」では、働く人一人ひとりが「かけがえのない存在」であり、それぞれの事業場で「一人の被災者も出さないという基本理念」の下、働く人がより良い将来の展望を持ち得る社会にするためには、「日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である」と強調。また、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進むなかでは、

「正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない」等とし、さらに就業構造の変化等に対応して、「高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない」などと、計画の方向性を説明した。

その上で、向こう5年間に達成を目指す全体的な目標として、「死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる」ことと、「死傷者数を5%以上減少させる」ことを挙げた。また、重点的な業種分野での目標として、「建設業」「製造業」「林業」で死亡災害を15%以上減少させることや、「陸上貨物運送事業」「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」で、死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少させることを掲げた。

メンタルヘルス対策に取り組む事業場割合を80%以上へ

その他の目標としては、「仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（2016年は71.2%）」にすることや、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（同56.6%）」にすること、「ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（同37.1%）」にすることを挙げた。

また、「化学品の分類及び表示に関

する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（2016年はラベル表示60.0%、SDS交付51.6%）」にすることのほか、「第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少」させることや、「職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間で比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少」させることを挙げている。

医師の面接指導の対象見直しも

こうした目標を踏まえて重点的に取り組むべき事項としては、(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進、(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進、(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進、(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進、(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進、(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化、(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進、(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等を列挙した。具体的に見ると、(1) では「建設業における墜落・転落災害等の防止」や「製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止」「林業における伐木等作業の安全対策」等を挙げた。

(2) については、「労働者の健康確保対策の強化」や「過重労働による健康障害防止対策の推進」「職場におけるメンタルヘルス対策等の推進」等を挙げ、例えば「産業医の在り方を見直し、産業医等が医学専門的な立場から

労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する」ことや、「長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する」こと等を盛り込んだ。

また、「雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする」ほか、副業・兼業者の健康確保のため、「事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく」とし、「これらの労働者の健康管理が、一体的かつ継続的に管理されるような方策を検討する」などとした。

荷役作業の実態に即した対策を

(3) では「災害の件数が増加傾向にあるか減少がみられない業種等への対応」や「高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止」等を挙げた。そのなかで、例えば陸上貨物運送事業については、労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき「保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る」ほか、「国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する」こと、また、インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加傾向にあることを踏まえ、「安全ガイドラインの見直しを含め、荷役作業の実態に即した対策を検討する」こと等を盛り込んだ。

外国人労働者等の安全教育も徹底

労働力が高齢化し、転倒災害や腰痛

が増加傾向にあることから、「高齢労働者に配慮した職場環境の改善や筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等の取組事例を収集し、安全と健康確保のための配慮事項を整理して、その普及を図る」ことにも触れた。また、技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業や造船業、製造業の労働者として入国を認める制度が創設され、労働災害件数の増加が危惧されることから、「関係府省と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る」などとした。

疾病を抱える労働者の支援も

このほか、(4) では「企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進」や「疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり」等、(5) では「化学物質による健康障害防止対策」や「石綿による健康障害防止対策」「電離放射線による健康障害防止対策」等を挙げた。また、(6) には「企業へのマネジメントへの安全衛生の取込み」や「労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用」「企業単位での安全衛生管理体制の推進」等、(7) には「安全衛生専門人材の育成」や「労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用」等を盛り込んだ。そして(8) として「高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施」や「科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進」等を挙げ、こうした計画に基づく取組が着実に進むよう、毎年、実施状況の確認や評価を行い安全衛生分科会に報告するほか、必要に応じた見直しも行うなどとした。（調査部）